

京都市告示第 5 3 6 号

平成 3 0 年 1 月 1 7 日京都市告示第 5 4 8 号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の認定について、所得税の適用の対象となくなった日以後の認定を取り消し、適用区分を次のとおり変更します。

平成 3 1 年 1 月 1 5 日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
特定非営利活動法人京都 チャイルド・トラストに 対する寄附金	京都市南区唐橋平垣町 6 8 番地の 9 島岡医 院内	当該法人の主 たる目的であ る業務	平成 2 9 年 7 月 1 日から平成 3 0 年 9 月 2 4 日までに 支出された寄附金

(行財政局税務部税制課)